

社会福祉法人加西市社会福祉協議会善意銀行災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が不慮の災害に際し、その被災世帯に対して、加西市善意銀行が火災見舞金または災害見舞金を支給することにより、当該世帯及び個人を激励し、可及的な更生を図ることに寄与することを目的とする。

(見舞金の支給)

第2条 理事長は、災害等により住居に被害を受けたときに、次表に掲げる被害の種類及び程度に応じ、火災見舞金または災害見舞金を当該世帯に対し支給する。

火災見舞金	全 焼	30,000円
	半 焼	20,000円
災害見舞金	全 壊	30,000円
	半 壊	20,000円
	床上浸水	10,000円

(支給の手続)

第3条 理事長は、火災見舞金または災害見舞金の支給を行うべき事由があると認めるときは、以下の支給の手続きに基づき支給するものとする。

(1) 火災見舞金

火災見舞金の支給については、消防からの通知（火災即報）により支給する。

(2) 災害見舞金

災害見舞金の支給については、被災世帯からの申し出（罹災証明書等）により支給する。なお、災害の規模によっては、当該担当課の確認によって替えることができる。

(3) その他、理事長が特に必要と認める時においては、10,000円以内で支給することができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

2 見舞金は、予算の範囲内で支給する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。